

LEI の指定が可能な法人・ファンド等の国籍について

2018 年 11 月更新

東京証券取引所

弊社において LEI の指定が可能な法人・ファンド等の国籍は以下のとおりですのでご注意ください。(アルファベット順)

【アジア】

- ・香港 (Hong Kong)
- ・日本 (Japan)
- ・シンガポール (Singapore)
- ・台湾 (Taiwan, Province of China)
- ・タイ (Thailand)
- ・アラブ首長国連邦 (United Arab Emirates)

【ヨーロッパ】

- ・アイルランド (Ireland)
- ・オランダ (Netherlands)
- ・イギリス (United Kingdom)

【北米・カリブ】

- ・ケイマン諸島 (Cayman Islands)
- ・アメリカ (United States)
- ・ヴァージン諸島 (Virgin Islands, British)

【問合せ先】 情報サービス部 LEI 担当 Tel : 050-3377-7830 E-Mail: lei@jpx.co.jp